

平成27年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録（概要）

1 開催日時 平成27年4月22日（水）10：00～11：30

2 開催場所 広島県庁 農林庁舎101会議室

3 出席者 20名

4 欠席者 0名

5 内 容

| | |
|-----------------------------|---|
| 事務局 | <p>（本会議の選定審議会の職務について説明）</p> <p>（会長及び副会長選出）</p> |
| 会 長 | <p>本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。</p> |
| 事務局 | <p>昨年度は、第1回と第2回の会議の傍聴を可とし、第3回の傍聴については、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。議事録については、第1回から第3回までの議事録を公開している。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えている。</p> |
| 会 長 | <p>事務局の説明について、質問や意見はないか。</p> |
| 委 員 | <p>なし。（全委員）</p> |
| 会 長 | <p>今年度も第3回を除いて会議は傍聴可とするとともに、議事録は公開することを確認する。（ホームページに掲載）</p> <p>中学校の通常の学級，小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科書採択について，事務局から説明を求める。</p> |
| 事務局 （義務教育 指導課 担当者） | <p>（教科書の種類及び現在採択されている教科書）</p> <p>資料「教科書制度の概要」を基に，教科書の種類について説明する。</p> <p>教科書には，大きく分けて3つの種類がある。文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科書，文部科学大臣が著作の名義を持つ文部科学省著作教科書，特別支援学校及び特別支援学級において，適切な教科書がない場合に使用される一般図書である。</p> <p>本年度は，中学校用の文部科学省検定済教科書の採択の年になっているため，これら3種類すべての教科用図書の採択の方針等を審議していただく。（教科書が使用されるまでの経緯）</p> <p>教科書が使用されるまで，「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続を経て児童生徒の手元に無償で届けられている。</p> <p>発行者が作成した教科書を文部科学省が規準に基づいて検定する。検定</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>事務局 (特別支援 教育課 担当者)</p> | <p>されたものの中から最もふさわしいと思われるものを採択権者が採択する。県教育委員会は、必要な数を発行者に知らせた後、発行者が必要部数を発行する。そして、児童生徒の手元に届くという流れになっている。</p> <p>(教科書採択の仕組み)</p> <p>小学校では、昨年度採択した教科用図書を今年度から使用している。今年度は、中学校の採択が行われ、平成28年度から使用することとなっている。このように、使用開始の前年度に、翌年度に使用する教科用図書を採択するという仕組みになっている。</p> <p>採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。また、国立・私立学校で使用される教科書採択の権限は校長にある。</p> <p>義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発行者が検定を経た教科書で次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。 ②文部科学大臣は、届出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成し、県教育委員会を経て、市町教育委員会や国立・私立学校へ送付する。 ③発行者は、教科書見本を送付する。 ④県教育委員会は、採択基本方針を、この教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会は、ここに位置付けられる。 ⑤選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。 ⑥学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行い、見本を展示する。 ⑦8月31日までに各採択地区や国立・私立学校で採択を行う。 <p>(現在使用されている中学校用教科用図書について)</p> <p>4年前の平成23年度に採択され、今年度まで4年間、県内の市町立中学校で使用されている教科用図書の採択状況について説明する。</p> <p>現在の採択地区は、広島市の採択地区が1つになったので19採択地区であるが、前回の採択時は21採択地区だった。それぞれの採択地区において子供たちにとって最も適切だと考えた教科書を採択している。</p> |
| | <p>(小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)</p> <p>特別支援学校小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書である。小・中学校の特別支援学級においても、この3種類となる。</p> <p>文部科学省著作教科用図書(著作教科用図書)には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科用図書については需要数が少なく、特別支援学校用の検定済教科用図書の発行が期待できないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねているものとなる。</p> |

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、点字版の教科用図書が発行されている。

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、小学部では言語指導と音楽、中学部では言語が発行されている。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、小学部では国語、算数、音楽が、中学部では国語、数学、音楽が発行されている。肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、著作教科用図書は発行されていない。

次に、一般図書について説明する。

学校教育法附則第9条において、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、検定済教科用図書又は著作教科用図書以外の教科用図書を使用することができることと定められている。この学校教育法附則第9条の規定に基づいて使用する教科用図書のことを一般図書と呼んでいる。

この一般図書を使用する主な場合は、特別支援学校の小・中学部や小・中学校の特別支援学級において、知的障害があることにより、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合である。

一般図書の採択は、県立の特別支援学校の小・中学部においては、各学校が選定し県教育委員会に申請したものに基づいて、県教育委員会が採択している。

また、市町立の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。

資料の「一般図書一覧」を御覧いただきたい。この一般図書一覧は、学校教育法附則第9条に基づき、義務教育諸学校で使用する教科用図書として採択された一般図書のうち、比較的採択数が多く、発行者が次年度においても当該図書の発行・供給を予定しているものを、文部科学省が集録したものである。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語、算数、音楽、中学部では国語、数学、音楽については著作教科用図書があるのでこれを使用することとなる。その他の教科については、検定済教科用図書又は著作教科用図書がないため、一般図書を使用することとなる。

また、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため、知的障害者用の著作教科用図書が採択されている。

採択結果は、すべての特別支援学校が教育課程に従って著作教科用図書を選定し、県教育委員会が採択している。また、一般図書については、小

| | |
|-----|--|
| | <p>学部では262点の図書を採択しており、そのうち「一般図書一覧」の中から212点、全図書点数の約80.9%を採択している。中学部では、全体で206点の図書を採択しており、そのうち「一般図書一覧」の中から162点、全図書点数の約78.6%を採択している。</p> |
| 会 長 | <p>事務局からの説明について、質問及び意見はないか。</p> |
| 委 員 | <p>一般図書一覧があるにもかかわらず、一覧以外から採択があることについて、どういうことか教えてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>一般図書一覧に掲載されている図書は、比較的採択される数が多く、文部科学省が安定して供給できる見込みがあるものとして保障したものである。県教育委員会としては、原則として一般図書一覧の中から採択することとしているが、学校が一般図書一覧以外の図書がより教科書として適切であるとして選定することがある。</p> |
| 委 員 | <p>先ほど文部科学省の著作教科用図書に入っていない技術・家庭の点字本が回覧されたが、どういうことか。</p> |
| 事務局 | <p>文部科学省著作の点字本は机上に見本を示しているのので、後ほど閲覧していただきたい。回覧したのは、文部科学省が著作の点字本ではなく、市販されている一般図書扱いとして発行されている点字本である。このように、点字の教科書には、文部科学省が編集したものと一般図書がある。</p> |
| 会 長 | <p>その他、質問及び意見はないか。</p> <p>なし。（全委員）</p> <p>それでは、この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案していただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>本審議会に対して、広島県教育委員会から平成28年度に広島県内義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について <p>以上のことについて、審議いただきたい。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、これより諮問事項の審議に入る。</p> |
| 事務局 | <p>(諮問事項「1 採択の基本方針について」)</p> <p>※「平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針(案)」に基づいて説明</p> |

| | |
|-----|---|
| 会 長 | 事務局の説明について、質問及び意見はないか。 |
| 委 員 | 「1（1）採択の基本」のところの観点で、前回の「学習方法の工夫」から「主体的に学習に取り組む工夫」に変えたという説明があったが、これからの子供たちのことを考えると、県の方針を踏まえ、とてもよいことであり、教科書を調査する視点がより具体的になることが期待できる。そこで、現時点で、どのような視点で調査する予定なのかを伺いたい。 |
| 事務局 | 今回、広島版「学びの変革」アクション・プランを踏まえて教科書を調査研究していくために、観点を一部変更している。調査の視点としては、例えば、国語「課題設定の場面において、主体的に課題を見付けるための工夫」、美術「生活や社会における美術の働きを実感するための工夫」などが考えられる。次回の選定審議会において、教科ごとに説明したい。 |
| 会 長 | 広島版「学びの変革」アクション・プランを踏まえた観点の変更は意義のあることであるという意見をいただいた。 その他、質問及び意見はないか。 なし。（全委員） その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということによいか。 |
| 委 員 | よい。（全委員） |
| 事務局 | （諮問事項「2『選定資料』の作成について」） ※資料に基づいて説明する。 |
| 会 長 | 事務局の説明について、質問及び意見はないか。 |
| 委 員 | 今回の選定資料で、一般図書一覧に掲載されているものは調査員が調べて「選定資料」を作成するということだが、一般図書一覧以外のものは選定資料を作成しないまま学校が選ぶことができるということになる。その場合、採択基準に沿ったものを選定しているのかどうかという判断は、この審議会を経ずに決定されるのか。 |
| 事務局 | 一般図書一覧以外のものを選定する場合、学校から選定理由書とともに見本本を提出してもらい、県教育委員会で各学校の児童生徒の実態を踏まえ、選んだ教科書が適切であるかを精査する。選定状況については、第3回審議会に諮る予定である。 |
| 委 員 | できるだけ早く「選定資料」を送っていただくとありがたい。いつごろ各市町に配られる予定なのか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>昨年のスケジュールを見ると、5月いっぱい調査を行い、第2回教科用図書選定審議会で審議した後、市町への配付は6月17日であった。今年度も同様になる見込みであるが、できるだけ早くと考えている。</p> |
| 会長 | <p>その他、質問及び意見はないか。</p> <p>なし。(全委員)</p> |
| 会長 | <p>意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりでよいか。</p> |
| 委員 | <p>よい。(全委員)</p> |
| 会長 | <p>この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただきたい。</p> <p>以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返りする。</p> |
| 事務局 | <p>今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月10日に開催し、調査員が作成した選定資料を審議する予定である。第3回選定審議会は、8月5日に開催する予定である。</p> |